

第7章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

本計画に基づいて行われる事業が、目的どおりの成果をあげているかどうかを確認し、その結果を基に計画をより実効性のあるものにしていくために、PDCAサイクルを用いて高齢者福祉事業・介護保険事業の実施状況の透明化を図り、適切な評価の下、課題の発見に努めます。

本計画に基づく施策・事業の進捗状況を客観的に管理（評価）できるよう、第5章において各基本目標における具体的な評価指標を設定し、評価委員会にて目標に対する数値評価を適正に行います。

(1) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本市の保険者機能を強化し、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進するためにPDCAサイクルを活用します。第5章で設定した目標指標に基づき、目標に対する実績評価の実施及び評価結果の公表を行います。また、各種の施策の取り組み状況を踏まえた地域課題の分析に取り組みます。評価作業にあたっては、個人情報取り扱いにも配慮しつつ、データの利活用の促進を図るための環境整備を行います。

計画の進捗状況について、地域の実情に即した取り組み目標を計画に記載（Plan）し、本計画期間中の各年度において実施（Do）した施策について達成状況の点検、事業実績等に関する評価（Check）や地域課題の分析を行い、その評価を踏まえて必要があると認められるときは、計画内容や目標を見直す等、必要な措置（Action）を講じながら計画を推進します。

(2) 保険者機能強化に向けた交付金の活用

平成29（2017）年度の法改正によって保険者が地域の課題を分析して自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。平成30（2018）年度から高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みの推進に向けた「保険者機能強化推進交付金」が創設され、令和2（2020）年度には保険者による介護予防及び重度化防止に関する取り組みのさらなる推進を図るために、新たな予防・健康づくりに資する取り組みに重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。これらの交付金を活用して、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた必要な取り組みを進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取り組みの一層の強化を図ります。

2. 計画推進に関係する各主体の役割

(1) 庁内組織及び関係行政機関等との連携体制の強化

関係者や市民に計画の趣旨や内容の周知を図り、保健・医療・福祉の関係機関や地域団体との連携の強化、協力体制づくりを推進します。また、関係各課の連携に努めるとともに、地域包括支援センター運営協議会等の各協議会や委員会との連携を強化し、計画の着実な実施に努めます。

(2) サービス提供事業者等の取り組み

各種サービスの需要を把握し必要なサービスの提供に努め、市内介護サービス提供事業者との連携をより強化し、提供されるサービスの質の向上に努めます。また、県と協力して、市民等へ事業者のサービス内容等をわかりやすく情報提供し、利用者がサービス提供事業者を適切に選択できるよう努めます。

(3) 市民一人ひとりの取り組みによる地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、行政や民間事業者が提供する保健福祉サービスだけではなく、地域住民による支え合いや助け合い等の地域福祉活動の充実が必要です。民生委員や地域福祉の推進役である社会福祉協議会の活動やボランティア・NPO等市民の自主的な活動組織を支援し、地域福祉の推進に努めます。